



# 両生類のスナップショット分析から考える ペット利用される野生生物の オンライン取引の課題

～問われるプラットフォームの責任～

2024

## 目次

はじめに	3
1 背景	8
2 両生類のスナップショット分析の手法と結果	13
3 両生類のスナップショット分析から見える課題	15
4 スナップショット分析から見えるオンライン取引の現況とオンラインプラットフォームの責任	20
ANNEX 1 2021年のスナップショット分析結果との比較	24
ANNEX 2 地域のレッドリストによる評価の事例	26

### 両生類のスナップショット分析から考える ペット利用される野生生物のオンライン取引の課題 ～問われるプラットフォームの責任～

2024年12月 WWF ジャパン発行  
無断転載をお断りします。  
転載をご希望の場合は WWF ジャパンまでご一報ください。

本件に関するお問い合わせ：  
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）  
野生生物グループ  
wildlife@wwf.or.jp  
東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3階

**WWF ジャパン**  
WWF は100カ国以上で活動している環境保全団体で、1961年にスイスで設立されました。人と自然が調和して生きられる未来をめざして、サステナブルな社会の実現を推し進めています。急激に失われつつある生物多様性の豊かさの回復と、地球温暖化防止のための脱炭素社会の実現に向けて、希少な野生生物の保全や、持続可能な生産と消費の促進を行なっています。

表紙写真：  
© Wild Wonders of Europe / Maurizio Biancarelli / WWF  
© naturepl.com / Edwin Giesbers / WWF  
© Martin Harvey / WWF  
© Days Edge Productions / WWF-US

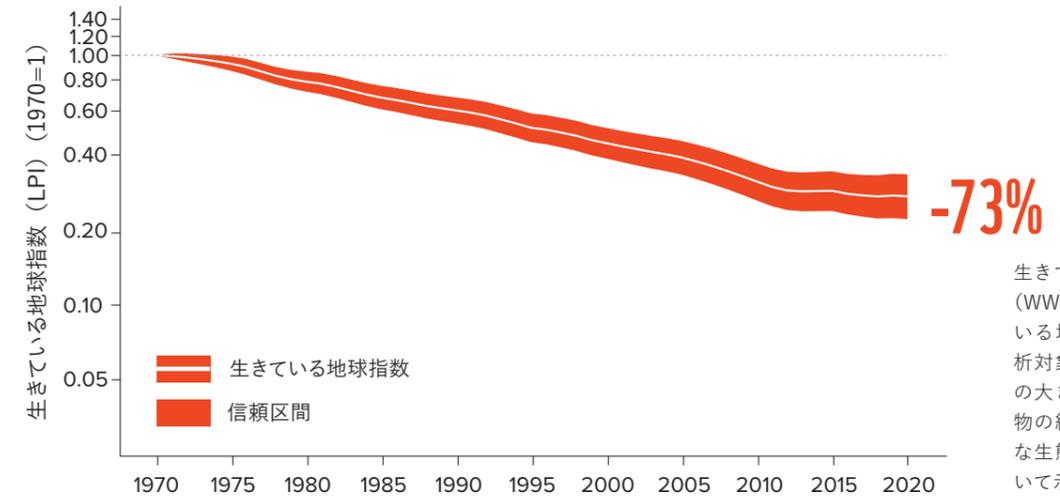
©WWF-Pacific / Tom Vierus

# はじめに

## ～地球環境の今と野生生物のオンライン取引～

今、自然の損失と気候変動という2つの危機が連鎖して、野生生物と生態系を窮地に追いやっています。生物多様性の豊かさを数値化した Living Planet Index（生きている地球指数）では、その豊かさが1970年と比較して73%も失われたと推計されており、生物多様性が急速に失われつつあることを示しています。

生きている地球指数（1970年～2020年）



生物多様性が劣化する大きな要因の一つに「直接採取」（＝野生生物を野生から捕獲して利用すること）が挙げられます。生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（通称：IPBES）によると、その影響の大きさは「土地・海域の利用の変化」に次ぐ2番目<sup>1</sup>。野生生物を捕獲し、取引を行なうことは、野生生物に直接的に影響を与え、生物多様性の劣化を加速させる重大な要因となっています。

実際、世界的に野生生物（木材や鮮魚を除く）の国際取引額は2005年から2019年にかけて5倍以上<sup>2</sup>に増加しており、野生生物の取引が生物多様性に与える影響はますます大きくなっています。

インターネットを介した取引の場を広く提供するオンラインプラットフォームは、さまざまな事業者や一般消費者を繋げることで活発な市場形成の一端を担ってきました。そのような中、消費者間のトラブルや不正行為が発生するようになり、プラットフォーム側の対応が強く求められるようになりましたが、オンライン上で散見される課題のある野生生物の取引については、いまだその全容が明らかになっていません。このような状況の下、プラットフォームを運営する企業には、取引の実態と課題を認識し、野生生物の取引のあり方を見直す責任が生じています。

生物多様性の回復に向けて一丸となって舵を切ることが求められる中、オンライン市場における野生生物取引についても、プラットフォーム上の取引が種や生態系に影響を及ぼすことのないように取引環境を整えることが求められています。

1. 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書（IPBES, 2019）  
2. Workshop on Biodiversity and Pandemics (IPBES, 2020)

# 本レポートの内容

オンライン上では、さまざまな野生生物の生体が観賞用や愛玩目的で取引されています。野生生物の取引に関するルールは法律によって定められていますが、絶滅の脅威にさらされている野生生物すべてが保護されているわけではありません。そのため、制限のない野生生物取引が、種（しゅ）や生態系に影響を及ぼすことが懸念されます。法律の整備には時間を要する中、現状では、生態系への影響が把握できないままに野生生物の取引は拡大し、それはオンライン上にも広がっています。

現在、オンラインオークションなどの一部の CtoC プラットフォームでは野生生物取引に関するルールの整備が進みつつある一方、BtoC プラットフォームにおいては未だ検討が進んでいない状況にあります。

そこでオンラインでの野生生物の生体取引の課題を把握するため、これまでも活発なオンライン取引が確認され、その影響が懸念されている両生類に焦点をあて、BtoC プラットフォームである楽天市場と Yahoo! ショッピングを対象に、ある一時点での出品を確認し分析するスナップショット分析を実施しました。

スナップショット分析の結果、取引の場を提供するオンラインプラットフォームが種や生態系に影響を及ぼす懸念のある取引の存在を認識し、プラットフォーム上の取引の実態を把握した上で、そのあり方を見直す必要のあることが見えてきました。

本レポートでは、制限のない取引が野生生物に与える影響と、両生類のスナップショット分析の結果から見えるオンラインでの野生生物の生体取引の課題について概説し、今後オンラインプラットフォームを運営する企業が担うべき責任について指針を示します。



©Wild Wonders of Europe // Maurizio Biancarelli // WWF

ファイアサラマンダー (*Salamandra salamandra*)。IUCN レッドリストでは危急種 (VU)。「捕獲」が種への脅威となっている種の一つ。

# レッドリストとは

野生生物の絶滅のおそれの度合いを評価し、リストにまとめたものです。生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価しています。国際的な機関である国際自然保護連合（通称：IUCN）のほか、日本に生息する動植物について環境省や地方自治体もレッドリストを作成<sup>3</sup>しています。レッドリストごとに評価の呼称が異なるため、本レポートでは呼称を右の表のように整理しました。

IUCN	環境省	本レポート
CR	絶滅危惧ⅠA類	近絶滅種
EN	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種
VU	絶滅危惧Ⅱ類	危急種
NT	準絶滅危惧種	近危急種 <sup>5</sup>
LC	(該当なし)	低危険種
DD	情報不足	情報不足種

絶滅危機種<sup>4</sup>

# 用語集

- スナップショット分析：ある一時点でのオンライン出品の掲出状況を切り取り、どのようなものが出品・販売されていたのかを分析する手法。
- 野生生物：自然環境下で生息していた（野生に由来する）生物のこと。本レポートでは野生から捕獲された生物に加え、野生捕獲した個体を飼育下繁殖させた生物も含む。
- 生体：野生動物を含む動物の生きた個体のこと。
- オンラインプラットフォーム：事業者（Business）や一般消費者（個人（Customer））同士を結びつける取引の場をオンライン上で提供しているウェブサイトなどのサービスツールの総称。
- BtoC：事業者と一般消費者（個人）間の取引。事業者がオンライン上の店舗に商品を出品し、一般消費者が購入する。
- CtoC：一般消費者（個人）間の取引。インターネット・オークションやフリマサイト／アプリで行なわれる非事業者の個人による出品や購入が該当する。
- 個体の由来：取引される野生生物（個体）が、野生から捕獲された個体（野生捕獲）なのか、野生捕獲された個体を飼育下で繁殖させた個体（飼育下繁殖）かといった調達源のことを指す。
- 野生捕獲：本レポートでは野生から捕獲することを指す。
- 飼育下繁殖：本レポートでは野生捕獲個体を飼育下で繁殖させることを指す。その個体をさらに飼育下で繁殖させることも含む。

3. 環境省のレッドリストは、IUCN の評価基準を参考にして作成されている。また、環境省はレッドリストの他にレッドデータブックと呼ばれる書籍を発行している。同書籍ではレッドリストに掲載された種について生息状況や存続を脅かしている原因等を解説している。地方自治体が作成するレッドリストは、地域ごとに評価付けが異なるため上記呼称の整理からは省略した。

4. 一般的に「絶滅危機種（絶滅のおそれのある野生生物）」とされているのは、特に絶滅のおそれの高い「近絶滅種（CR）」「絶滅危惧種（EN）」「危急種（VU）」にランク付けされる野生生物を指す。

5. 「近危急種（NT）」は、現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては絶滅危機に移行する可能性のある種を指す。

2024年8月実施

## 両生類のスナップショット分析から考える ペット利用される野生生物のオンライン取引の課題

### 課題1 取引の影響を受けやすい野生生物の活発な取引

詳しくは  
p15へ

#### 課題1-1 絶滅危機種や近危急種が取引の対象に

絶滅のおそれに直面している野生生物にとって、活発な取引による捕獲圧の高まりは大きな脅威の一つです。分析の結果、絶滅のおそれが懸念される両生類がオンライン取引の対象となっている実態が明らかとなりました。

##### スナップショット分析の結果 オンライン取引の対象となっていた種

- 出品を確認した78種のうち19種(24%)は絶滅危機種(CR,EN,VU)か近危急種(NT)
- 在来種11種のうち4種(36%)が近危急種(「準絶滅危惧種(NT)」)
- 在来種11種のほとんどが地方自治体が作成するレッドリストに掲載されている種

#### 課題1-2 捕獲が脅威であると特定されている野生生物の活発な取引

絶滅危機種と評価されていない野生生物であっても、過剰な捕獲は種への脅威となります。分析の結果、「捕獲」が脅威として特定されている両生類が活発に取引されていることが明らかとなりました。

##### スナップショット分析の結果 捕獲が脅威と特定されている種の出品の割合

- 全ての出品のうち70%が捕獲が脅威と特定されている種の出品

### 課題2 由来や捕獲地といった情報が不十分な取引

詳しくは  
p18へ

#### 個体情報の欠如

野生から捕獲された個体の取引は、より直接的に種や生態系に影響を及ぼす懸念があるため、野生生物の生体取引においては、その由来(野生捕獲か飼育下繁殖か)の情報が明らかにされている必要があります。また、絶滅のおそれの度合いや法的規制の内容が、生息地や地域個体群ごとに異なるため、特に野生由来であった場合は、その個体がどこで捕獲されたかという情報(捕獲地)も重要です。分析の結果、こうした情報の記載がなく、生態系や地域個体群への影響や合法性の判断ができない出品が多数確認されました。

##### スナップショット分析の結果 個体情報が不十分な出品の割合

- 種名の特定できた出品585件のうち40%は由来情報(野生捕獲か飼育下繁殖か)が欠如
- 在来種の出品174件のうち63%は捕獲地などの情報が欠如



©naturepl.com / Edwin Giesbers / WWF

アカアマガエル (*Agalychnis callidryas*)。「捕獲」が種への脅威となっている種の一つ。ワシントン条約附属書IIに掲載。

#### 【本レポートの視点】

本スナップショット分析では、対象を両生類の生体に絞りました。

そのため本分析結果を参照する際には、「こういった割合で絶滅危機種などが出品の対象となっていたのか」「出品内での情報提供の充実度」といった具体的な数値や、「取引が種や生態系に与える影響の程度」といった状況が、両生類以外では異なる可能性を考慮する必要があります。

しかし、両生類以外の他の分類群の野生生物種においても、【課題1】取引の影響を受けやすい野生生物がオンライン取引の対象となっていたり、【課題2】由来・捕獲地の記載が不十分なまま取引されるケースが確認されていて<sup>6</sup>、こうした状況はペット利用される野生生物のオンライン取引に共通する課題です。

6. 本分析で対象とした楽天市場とYahoo! ショッピングにおいて、ペット利用される両生類以外の分類群においても、絶滅危機種や捕獲が脅威と特定されている種の出品や、由来・捕獲地などの情報が不十分な出品を確認した。確認した種としては、以下の種(亜種を含む)が挙げられる。  
魚類:ゼニタナゴ *Acheilognathus typus* (VU / CR)、ホンモロコ *Gnathopogon caeruleus* (EN / CR)、アカヒレタビラ *Acheilognathus tabira erythropterus* (NT / EN)、アカメ *Lates japonicus* (VU / EN)、オヤニラミ *Coreoperca kawamebari* (未掲載 / EN) 他、節足動物:オオクワガタ *Dorcus hopei binodulosus* (未掲載 / VU)、コガタノゲンゴロウ *Cybister tripunctatus orientalis* (未掲載 / VU)、ダイトウヒラタクワガタ *Dorcus titanus daitoensis* (未掲載 / VU)、ミクラミヤクワガタ *Lucanus gamunus* (未掲載 / VU) など [2024年11月、WWF ジャパン調べ]  
括弧内のレッドリストカテゴリは(IUCN レッドリスト / 環境省レッドリスト)。

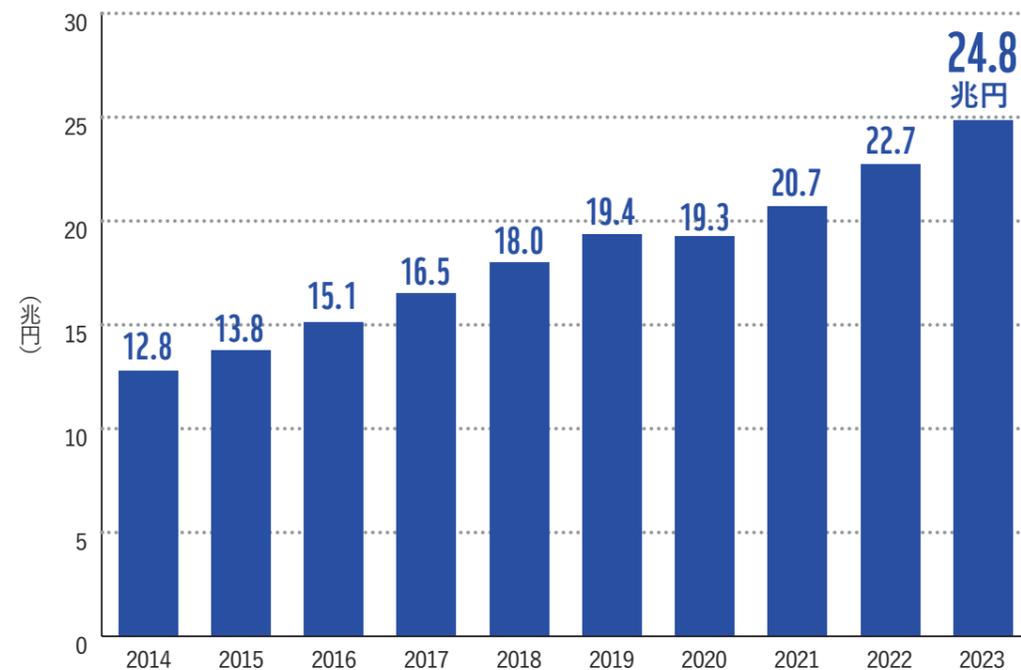
# 1 背景

## ◇ オンライン市場の拡がり

日本のインターネットの普及率は2022年時点で84.9%にのぼり、また、世帯あたりの普及率が90%を超えるスマートフォンの利用を背景に、気軽にできるオンライン取引が規模を増えています。2020年から2022年にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響による「巣ごもり需要」が、オンライン取引の拡大を後押ししたことも示されています。<sup>7</sup>

それとともに、オンラインにおける BtoC 市場の規模もますます拡大し、年々活発な取引がなされるようになりました。

経済産業省によれば、その規模は2023年時点で24兆円を超え、2014年と比較すると約2倍に拡大。今までになく簡単、迅速にモノのやり取りが行なわれるようになった現代において、野生生物もオンライン上で活発に取引されるようになりました。



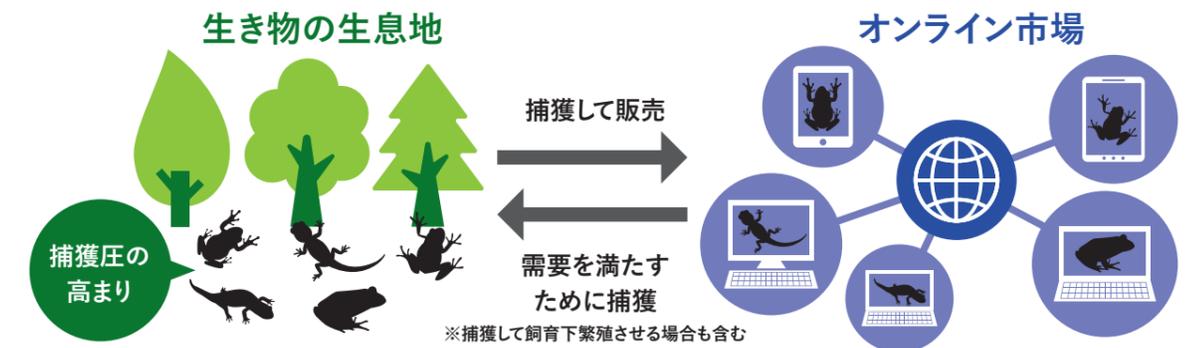
BtoC-EC 市場規模の経年推移

(経済産業省「令和5年度 電子商取引に関する市場調査報告書」をもとに WWF ジャパンで作成)  
※金額規模は、物販系分野、サービス分野、デジタル分野合計の値

## ◇ オンライン市場での取引が生息地に及ぼす影響

オンラインで販売される野生生物は、いずれも野生から捕獲されてそのまま販売されるか、捕獲された個体を元に飼育下で繁殖させて販売されます。つまり、元をたどると自然環境下にいた個体です。

店舗まで足を運ばずにオンライン市場で気軽に取引される野生生物は、販売する場所を選ばないため、需要が拡がりやすく、それに伴った数の個体の確保が必要となります。その結果、活発な取引が利用を促進し、捕獲圧を高めることに繋がります。こうした捕獲圧の高まりは、対象となる種に直接的な脅威をもたらすだけでなく、その生息地の食物連鎖のなかで生きている他の野生生物や生態系全体に大きな影響を及ぼす懸念があります。



## 活発なオンライン取引とその影響を受けている野生生物の事例

### 【シリケンイモリ】



シリケンイモリは、IUCN レッドリストで危急種に選定される絶滅危惧種であり、環境省レッドリストでは「準絶滅危惧種」(近危種相当)に選定されています。環境省のレッドリストでは、「成熟個体の乱獲」が脅威の一つであることが指摘されています。

市場側の需要増加による影響を強く受けていると考えられる事例の一つに、南西諸島固有の種であるシリケンイモリ (*Cynops ensicauda*) が挙げられます。シリケンイモリは、イモリブームをきっかけにオンライン取引が増加したと考えられており、その生息地の一つである奄美大島では、生息していた池からシリケンイモリがある日忽然と姿を消すといった事象や、島外へ輸送される貨物として数百頭単位で持ち出される事例が確認<sup>8</sup>されています。こうした状況の背景には、オンラインでの生体販売の増加があると指摘されています。

7. BtoC の EC 市場規模。「令和5年度 電子商取引に関する市場調査報告書」(経済産業省)  
[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/statistics/outlook/R5tyousahoukokusho.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/R5tyousahoukokusho.pdf)

8. 参考「奄美大島で『野生生物の密猟・持ち出し対策セミナー』開催」(2024.8.30, WWF ジャパン WEB サイト)

## ◆ オンラインでの野生生物取引と法規制

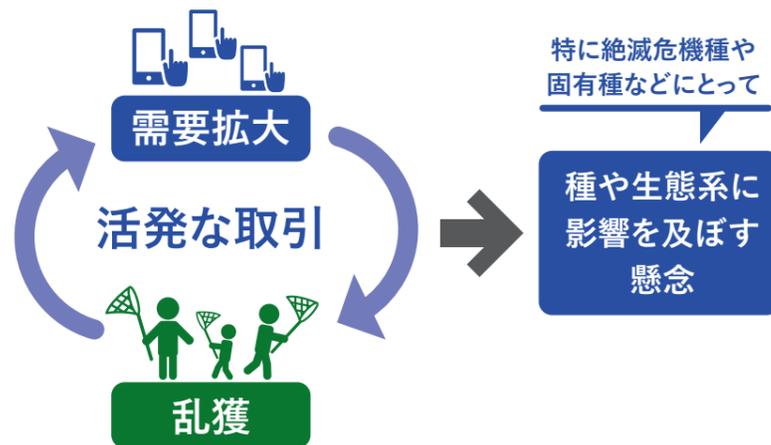
希少な野生生物の取引を規制する国内法「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」では、対象となる野生生物を「希少野生動植物種」として指定し、捕獲・譲渡・頒布目的での「広告」を規制しています。オンラインでの出品および、取引も規制の対象となっていますが、その対象種は1,264種（類）<sup>9</sup>に限られます。

その他に、オンラインでの野生生物（動物のみ）の生体取引において関係する法律の一つとして「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」が挙げられます。この法律では、哺乳類・鳥類・爬虫類の生体は、事業所において動物の状態確認（現物確認）と対面販売（対面説明）が義務づけられているため、オンラインのみで売買をすることができません<sup>10</sup>。一方、この対面販売に関する規定の対象外である両生類・魚類・節足動物（昆虫を含む）などの生体については、オンラインのみでの売買が可能です。

こうした一定の法規制はあるものの、現状オンラインでは、絶滅のおそれが高いとして選定されている絶滅危機種や、環境の変化により絶滅の危機が高まるおそれがあると選定されている近危急種にあたる野生生物は、法的な保護がないために取引が可能となっています。

### 絶滅のおそれのある野生生物とオンライン取引

法的な規制とは別に、世界各地に生息している動植物の絶滅の危機について評価する枠組みがあります。国際的な指標として活用されているのが、国際自然保護連合（通称：IUCN）が公表しているIUCNレッドリスト<sup>11</sup>です。日本でも環境省が国内に生息する動植物について独自にレッドリストを作成しているほか、都道府県などの地方自治体でも、地域に生息する動植物の絶滅の危機について評価し、リストを作成しています。しかし、これらはいずれも法的な保護を約束するものではありません。



そのため、法的な保護の対象となっていない絶滅危機種が「合法的に」捕獲され、オンライン上でも制限なく出品・取引される現状にあります。こうした、既に絶滅のおそれのある野生生物は、捕獲圧の変化による影響を受けやすいため、オンラインでの活発な取引が、種や生態系にも影響を及ぼし、危機的な状況をより深刻化させる懸念があります。

9. 「希少野生動植物種」とは、種の保存法が定める国内に生息する絶滅のおそれのある野生動植物種（国内希少野生動植物種）と国際的に種の保存を図る必要があるとされる絶滅のおそれのある野生動植物種（国際希少野生動植物種）、及び緊急的に種の保存を図る必要があると考えられる種（緊急指定種）を併せた野生動植物種を指す。2024年11月現在、国内希少野生動植物種448種と国際希少野生動植物種813種類（分類群での指定も含む）、緊急指定種3種。

10. 事業者が一般消費者に対して生体を販売する場合、事業者（第一種動物取扱業者）を相手方とする売買には適用されない。

11. IUCNによれば、2024年11月現在、世界で絶滅のおそれに直面する野生生物は、評価がなされたものだけでも4万6000種以上。

## 生態系への影響を把握するために必要な情報と現在の法規制

どのような種類の野生生物がどこからやってきたのかという情報が欠如している場合、その取引が種や生態系、地域個体群へ及ぼす影響を判断・考慮できないため、取引する野生生物（個体）の情報が不十分な取引が継続・拡大していくことには大きな懸念があります。

たとえば、取引する野生生物（個体）が「野生から捕獲された個体か、飼育下で繁殖させた個体か」といった由来の情報を把握する必要があります。なぜなら、野生から捕獲された個体を取引することは、より直接的に種や生態系に影響を及ぼす懸念があるからです。

また、「どこで捕獲された個体か」という情報を把握することも必要です。なぜなら、野生生物は生息地や地域個体群ごとに絶滅のおそれの度合いが異なるため、取引する野生生物（個体）の由来とともに「どこで捕獲された個体か」という点も確認しなければ、取引する個体が捕獲された生息地への影響や、地域個体群への捕獲圧による脅威の程度を判断することができないからです。

これは、取引される個体が合法的に捕獲されたものであるかという「合法性」を確認する観点からも必要となります。自然公園法や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律など、地域ごとの捕獲規制を設けている法律があるほか、各地方自治体が個別に規定する希少種保護条例や文化財保護条例などで捕獲規制を設けている場合もあります。そのため、「どの地域で捕獲された個体か」という情報が重要となります。さらに国際的な視点から、国際取引や日本国内での取引が法的規制の対象でない場合でも、原産国で捕獲が規制されている場合があります。

しかし、オンライン上で売買が可能な両生類・魚類・節足動物に関しては、販売者がこれらの情報を提供する法的義務がなく、現状では「法律で求められていない」情報の開示は、販売者の裁量にゆだねられています<sup>12</sup>。そのため、オンラインでは種や生態系、地域個体群に影響を及ぼす懸念がないかを確認するための情報が限定的か、または欠如した状況で、野生生物の生体取引が成立していることとなります。

12. 例えば、動物愛護管理法の下、対面販売（対面説明）に関する規定の対象である哺乳類・鳥類・爬虫類に関しては個体を販売する際にその個体の現状を直接確認させるとともに、生産地などの個体の情報を対面で説明する義務がある。

## ◇ これまでのオンラインプラットフォームの取り組みと残る課題の解決に向けて

こうした状況を背景に、一部のオンラインプラットフォームでは生物多様性保全に貢献すべく、野生生物取引に対する取り組みが行なわれてきました。例えば、LINE ヤフー株式会社の運営する **CtoC** プラットフォームである Yahoo! オークション（旧：ヤフオク）では、2022年9月より、環境省のレッドリストに掲載されている「絶滅危惧種」（絶滅危機種相当）・「準絶滅危惧種」（近危急種相当）の個人による出品を原則的に禁止し、取引個体の情報（種名および由来、捕獲地）の記載を必須とするなど、ユーザー向けのガイドラインを改訂しルール化しました。さらに、2024年7月からは野生から捕獲された両生類の出品を禁止するなど追加の規定を定めています。こうした法律の規制外の自主的ルールは、その運用面での課題はあるものの、取引による影響を受けやすい野生生物への脅威を低減し、また、野生からのむやみな捕獲の抑止力として機能することが期待されます。

しかし、このような取り組みは、オンラインプラットフォーム全体では、まだ十分に実施されているとはいえません。**CtoC** プラットフォームでの取り組みが行なわれている一方で、**BtoC** プラットフォームでは、野生生物（両生類・魚類・節足動物）の生体取引が特段の対策無く行われている状況にあります。日本の主要な BtoC プラットフォームである、楽天グループ株式会社の運営する「楽天市場」や LINE ヤフー株式会社の運営する「Yahoo! ショッピング」のほか、BtoC プラットフォームでは「法律に違反しない限り」野生生物の生体（両生類・魚類・節足動物）取引が可能です。

そのうえ、BtoC プラットフォームの取引は、事業者が主体となるため、取扱量が相当の規模に及び、種や生態系に与える影響も大きくなると考えられます。それにもかかわらず、その取引の全体像をつかむことが難しい状況にあります。

そこで WWF ジャパンは、2024年8月、BtoC プラットフォームにおける野生生物取引の概況を把握するため、これまでも活発なオンライン取引が確認され、その影響が懸念されている両生類に焦点をあてて、スナップショット分析を実施しました。

## 2 両生類のスナップショット分析の手法と結果

### ◇ 手法

どのような野生生物が、こういった出品内容で取引されているのかの概況を把握するため、スナップショット分析では、野生生物の生体（両生類・魚類・節足動物）取引が行なわれている日本の主要な BtoC プラットフォームの楽天市場および Yahoo! ショッピングを対象に、2024年8月のある一時点での出品を確認しました。

対象とするカテゴリーについては、オンラインでの販売が可能な野生生物として、両生類の生体に絞り、確認した出品すべてにおいて、種名、出店店舗、出品個体数、販売価格、個体の由来情報、捕獲地など個体ごとの情報を収集しました。これらの情報をもとに、出品されていた種の各レッドリストへの掲載状況や絶滅のおそれの度合い、種への脅威となっている要因などを併せて確認しました。



アイゾメヤドクガエル (*Dendrobates tinctorius*)。「捕獲」が種への脅威となっている種の一つ。ワシントン条約附属書IIに掲載。

## ◇ 結果

表1 両生類のスナップショット分析全体の結果

出品件数	楽天市場	346件
	Yahoo! ショッピング	249件
出店店舗数	楽天市場	14店舗
	Yahoo! ショッピング	15店舗
取扱種数	楽天市場	61種
	Yahoo! ショッピング	72種
取引可能個体数 (合計)	楽天市場	1078頭～ ※オタマジャクシ393頭を含む
	Yahoo! ショッピング	1230頭～ ※オタマジャクシ266頭を含む
金額規模 (合計)	楽天市場	360万2292円～
	Yahoo! ショッピング	254万9847円～

表1は、スナップショット分析全体の結果を示したものです。楽天市場では346件、Yahoo! ショッピングでは249件の出品を確認しました。確認した両生類の種類は**楽天市場では60種以上、Yahoo! ショッピングでは70種以上**にのぼります。両プラットフォームを併せると全体で78種（そのうち海外原産種が67種、在来種が11種）の出品を確認しました。

一つの出品で複数の個体が取引される場合もあることから、出品件数の他に、出品個体の総数（取引可能個体数（合計））についても計測した結果、各プラットフォームで、**少なくとも1000頭以上**の個体が出品されていたことを確認しました。さらに、金額規模（合計）でみると、楽天市場では少なくとも350万円以上、Yahoo! ショッピングでは250万円以上になることも確認しました。

楽天市場やYahoo! ショッピングのようなプラットフォームでは、一つの出品に複数の在庫が存在することがあるため、実際にはこれよりも多くの野生生物が取引の対象となっていると予測できます。また、いずれの値もある一時点での値を示したものであり、こうした取引が継続されれば、オンラインでの野生生物取引が相当の規模に及ぶものと考えられます。

### 2021年に実施した日本の両生類市場調査の結果との比較→ ANNEX 1へ

取引内容や規模の動向を見るため、WWF ジャパンの野生生物取引監視部門 TRAFFIC が2021年に行なった両生類の市場調査<sup>13</sup>との比較結果を ANNEX 1 (p24) に掲載しています。

# 3 両生類のスナップショット分析から見える課題

両生類のスナップショット分析の結果、大きく2つの課題が浮き彫りになりました。以下では、それぞれの課題について分析結果とともに詳解します。

- **課題1：取引の影響を受けやすい野生生物の活発な取引**
- **課題2：由来や捕獲地といった情報が不十分な取引**

## 課題1

### 取引の影響を受けやすい野生生物の活発な取引

#### 課題1-1 絶滅危機種や近危急種が取引対象に

絶滅のおそれに直面している野生生物にとって、活発な取引に伴う捕獲圧の高まりは、種への大きな脅威となります。そこで両生類のスナップショット分析では、絶滅のおそれの度合いの観点から、どのような種がオンライン取引の対象となっているのかを分析しました。その結果、**取引の影響を受けやすい絶滅危機種や近危急種といった野生生物が活発に取引されている**ことが明らかとなりました。

#### 【出品を確認した78種の分析結果】

出品を確認した78種（海外原産種67種＋在来種11種）のうち、IUCN レッドリストで絶滅危機種（CR,EN,VU）に選定されている種は15種。

また、近危急種（NT）の4種も併せると**全78種のうち19種（24%）が絶滅のおそれ、または（生息条件によっては）絶滅危機に移行するおそれのある種**であることが明らかとなりました（図1）。

これらの種の活発な取引はその捕獲圧を高め、絶滅の脅威をより一層高めてしまうことが懸念されます。

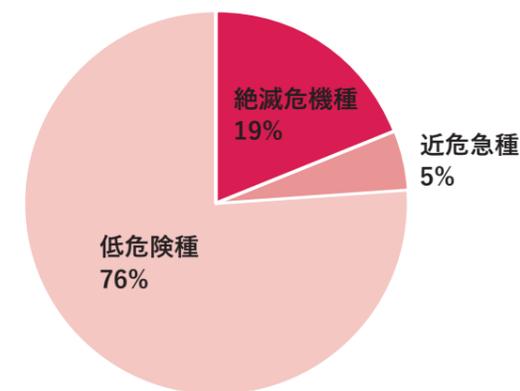


図1 IUCN レッドリスト掲載状況

13. Illuminating amphibians: the amphibian trade in Japan (TRAFFIC, 2022) : ペット取引されている両生類の日本の市場調査報告書。

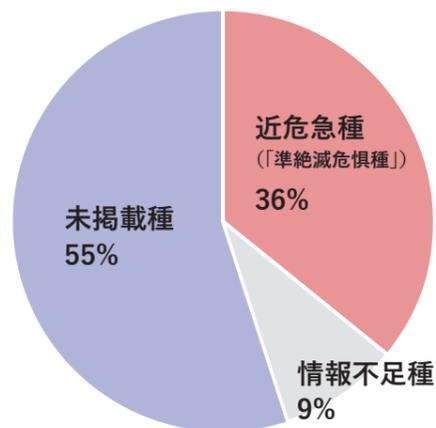


図2【在来種】環境省レッドリスト掲載状況

### 在来種の両生類について

出品を確認した在来種11種のうち、IUCN レッドリストで絶滅危機種に選定されているのはシリケンイモリ（危急種（VU））1種でした。

IUCN レッドリストは、各野生生物種の絶滅のおそれの度合いやその脅威を世界規模で評価しているものです。日本に生息する在来種については、日本における評価についても確認するため、環境省レッドリストも参照しました。

その結果、**11種のうち4種**が、（生息条件によっては）絶滅危機に移行するおそれのある近危急種（「準絶滅危惧種」）に選定されている種でした。これは、出品を確認した種のうちの**36%**にあたります（図2）。

### 近危急種（「準絶滅危惧種」）のより活発な取引

ここで特記すべきは、近危急種が、種数で見ると36%（4/11種）であったのに対し、出品の件数の観点から見ると、64%（111件/174件）を占める点です（図3）。取引状況の変化などの影響を受けやすいと考えられる近危急種が、活発に取引される傾向にあることが示唆されます。

近危急種は、現時点での絶滅の危険度は低いものの、その種への脅威となっている要因・生息条件の変化（過剰捕獲や生息地の環境の変化など）によっては絶滅危機に移行するおそれのある種です。活発な取引が捕獲圧を高めることになれば絶滅の危機を高めてしまう可能性があります。

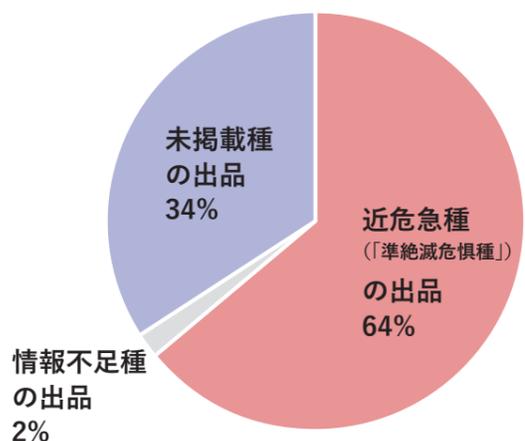


図3【在来種】近危急種の出品の割合

### 地方自治体が作成するレッドリストとの照合結果

この他、地方自治体が作成するレッドリストを参照すると、**11種の在来種のうち1種<sup>14</sup>以外**は、**いずれも、日本国内の複数の地域のレッドリストに掲載**され、地域の守るべき野生生物として選定されている種であることも明らかになりました。

## 課題1-2 捕獲が脅威と特定されている野生生物の活発な取引

「捕獲」が種への脅威の一因となっている野生生物にとって、活発な取引による捕獲圧の高まりは、種の存続にさらなる負荷を与えるものとなります。そこで、両生類のスナップショット分析では、「捕獲」が脅威として特定されている種が、どのくらい取引の対象となっているのかを確認しました。その結果、**既に「捕獲」が種への脅威と特定されている種が活発に取引される傾向**にあることが明らかになりました。

### 【捕獲が脅威と特定されている種の出品の割合】

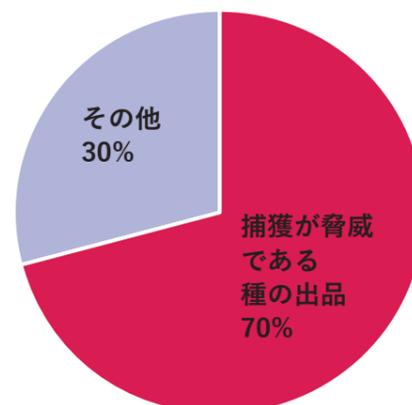


図4 「捕獲」が脅威と特定されている種の出品の割合

IUCN レッドリストでは、種の絶滅のおそれの度合いのみならず、種に対する脅威の要因についても参照することができます。たとえば、野生生物に対する脅威としては、開発などによる生息地の改変や汚染、侵略的外来種の影響など多様な要因が重なることがあります。本分析では、IUCN レッドリストで、種への脅威の要因として「生物資源としての利用（捕獲）<sup>15</sup>」が挙げられている両生類が、確認した出品のうちどのくらいの割合を占めるのかを分析しました。

結果、種名を特定できた出品585件（海外原産種＋在来種）のうち、**70%（411件）が「捕獲」が脅威として特定されている種の出品**でした。「捕獲」が脅威である種が活発に取引されている実態が明らかとなりました（図4）。

### 在来種の両生類について

IUCN レッドリストは、各野生生物種の絶滅のおそれの度合いやその脅威を世界規模で評価しているものです。日本に生息する在来種については、日本における評価についても確認するため、環境省レッドデータブックも参照しました。出品を確認した在来種のうち、捕獲が脅威として特定されている種として、アカハライモリ（*Cynops pyrrhogaster*）<sup>16</sup> とシリケンイモリ（*Cynops ensicauda*）<sup>17</sup> の出品を確認しました。特にアカハライモリの出品が多く、在来種の出品174件のうち87件（50%）を占めました。

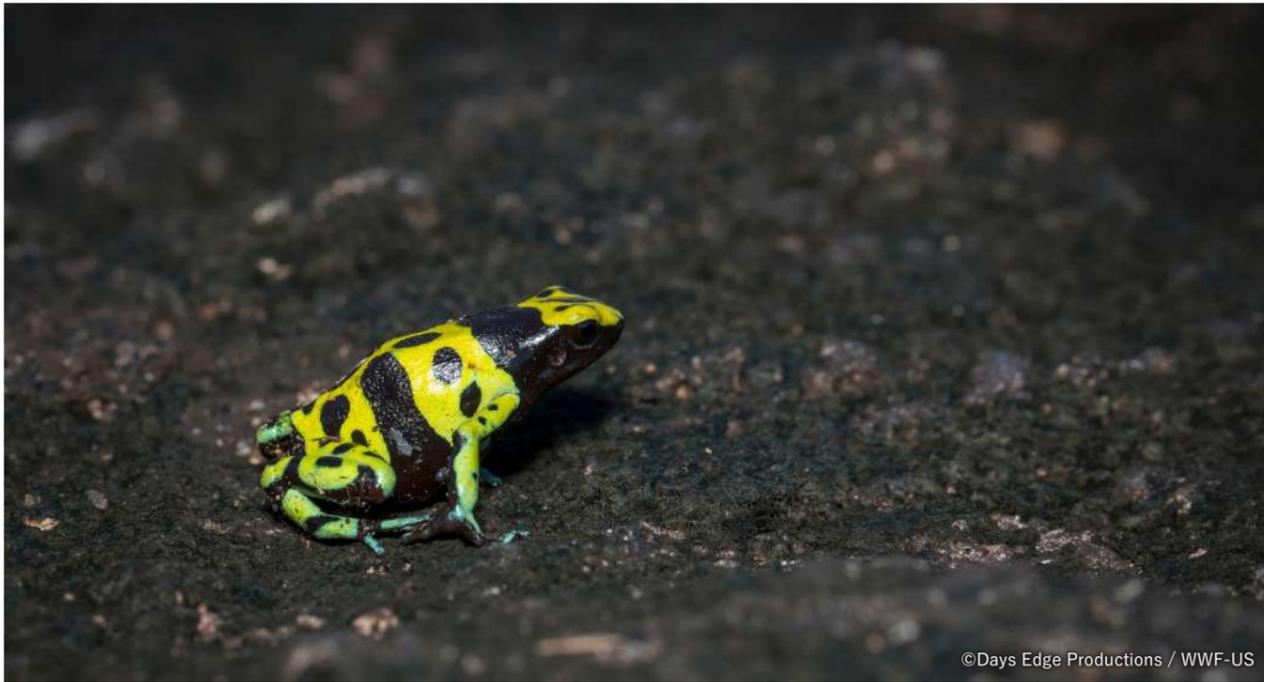
「捕獲」が脅威となっている種の取引が活発に継続されると、その捕獲に拍車をかけるおそれがあり、種や生態系全体にも悪影響を及ぼすことが懸念されます。

14. 出品を確認したミヤコヒキガエル（*Bufo gargarizans miyakonis*）は地方自治体の作成するレッドリストにて絶滅危機種などとして選定されていないが、環境省レッドリストで近危急種（「準絶滅危惧種」）に選定されている

15. IUCN レッドリストの評価上「脅威（Threats）」として「生物資源としての利用（Biological resource use）：陸生動物の狩猟と捕獲（Hunting & trapping terrestrial animals）」が要因と特定されている野生生物の出品。

16. 環境省のレッドデータブックによれば、アカハライモリの種への脅威の一つには「乱獲」が挙げられている。

17. 環境省のレッドデータブックによれば、シリケンイモリの種への脅威の一つには「成熟個体の乱獲」が挙げられている。



キオビヤドクガエル (*Dendrobates leucomelas*)。「捕獲」が種への脅威となっている種のひとつ。ワシントン条約附属書IIに掲載。

## 課題2

# 由来や捕獲地といった情報が不十分な取引

## 個体情報の欠如

### 【個体の由来に関する情報の記載】

野生生物の生体取引は、野生から捕獲された個体の取引、または野生から捕獲された個体を飼育下で繁殖させた個体の取引に大別されます。野生から捕獲された個体の取引は、より直接的に種や生態系に影響を与える可能性があるため、野生生物の生体取引では、取引される野生生物（個体）の由来に関する情報を把握し、取引による影響について判断できる状況にあることが重要です。

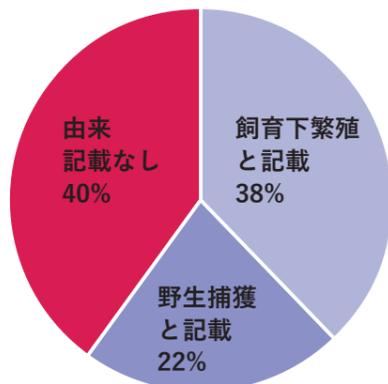


図5 【海外原産種+在来種】個体の由来の記載の有無

そこで両生類のスナップショット分析では、個々の出品に個体の由来情報が記載されているかを確認しました。

その結果、種を特定できた出品585件（海外原産種+在来種）のうち、野生捕獲個体は22%（128件）、飼育下繁殖個体は38%（224件）でした。残りの40%（233件）の出品には、野生捕獲または飼育下繁殖である旨の由来情報の記載が欠如していました（図5）。

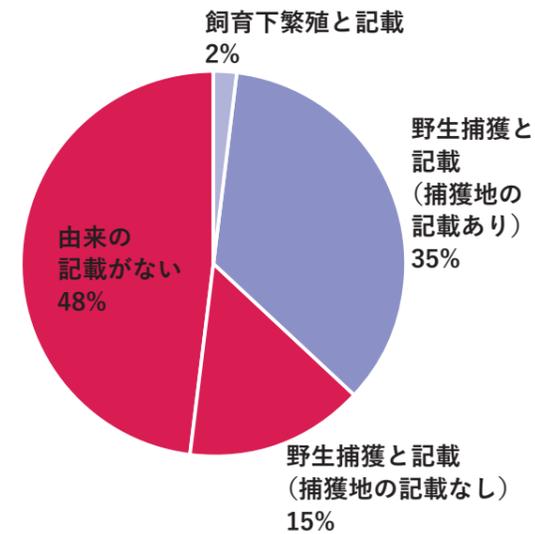


図6 【在来種】由来・捕獲地の記載の有無

### 【在来種の個体の捕獲地に関する情報の記載】

在来種の取引においては、取引される野生生物（個体）がどの地域で捕獲された個体であるかという情報も明らかになっている必要があります。「種」が同じであったとしても生息地や地域個体群ごとに絶滅のおそれの度合いが異なります。そのため、取引する個体が捕獲された生息地への影響や地域個体群への捕獲圧の影響を判断するために、捕獲地の情報<sup>18</sup>が重要となります。

また、取引される個体が合法的に捕獲されたものであるかという「合法性」を確認する観点からも捕獲地の情報が必要となります。地方自治体ごと、捕獲場所ごとに野生生物の捕獲規制が異なる場合<sup>19</sup>があるためです。

そこで、両生類のスナップショット分析では、個々の出品の内容を確認し、個体の由来情報のほかに、野生捕獲と記載のあった出品に示された捕獲地の情報についても確認しました。

その結果、在来種174件の出品だけで見ると、48%（83件）の出品に由来の記載がなく、野生捕獲した個体であると謳う出品のうち、15%（26件）の出品において捕獲地の記載がありませんでした。在来種の出品全体としては、**63%（109件）の出品について、個体の由来、または捕獲地の情報の記載が欠如していました**（図6）。

### 取引個体の合法性について

在来種であるモリアオガエルとミヤコヒキガエルの出品を確認しましたが、それぞれ文化財保護条例や希少種保護条例によって捕獲が規制されている地域があります。こうした種については、合法性の確認のためにも特に捕獲地の情報が必要です。この2種の出品37件のうち、35件については由来の記載がない出品だったため、取引個体の合法性を確認することができませんでした。

このように個体の由来や捕獲地の情報が不十分なままに野生生物の取引が行なわれることは、生態系や地域個体群への影響、合法性が判断できない取引を許容することとなってしまいます。

### 地方自治体が作成するレッドリスト（地域や個体群ごとの絶滅のおそれの度合いを評価）の解説→ ANNEX 2へ

スナップショット分析で出品を確認した外来種が、地方自治体のレッドリストにおいてどのように評価されているか、地方自治体のレッドリストの役割と併せて ANNEX 2（p26）で解説しています。

18. 各都道府県では都道府県ごとのレッドリストを作成しており、こういったレッドリストに照らし合わせることができる。また、都道府県以下の地方自治体でもレッドリストが作成されている場合もある。

19. 都道府県が希少種保護条例を制定している場合や、都道府県以下の地方自治体が希少種保護条例を設けている場合もある。

# 4 スナップショット分析から見える オンライン取引の現況と オンラインプラットフォームの責任

## ◆ 取引の影響を受けやすい野生生物の 活発な取引

両生類のスナップショット分析の結果、法的な保護の対象となっていない絶滅危機種（CR,EN,VU）や近危急種（NT）がオンライン取引の対象となっていることや、捕獲によって脅威にさらされている野生生物が活発に取引されている実態が明らかとなりました。こうした取引が継続、拡大していくと、捕獲の増加を招き、捕獲圧に特に脆弱な野生生物をさらに絶滅の危機に追い込む要因になる可能性があります。

法律で取引規制や捕獲規制を設けるためには、それぞれの種の十分なデータや取引による影響について精査する必要があり、また、それらを調べるための人的・財政的リソースが必要になります。そうしたことから、野生生物の生息調査・絶滅危険度の評価や規制の有効性の検討を経て、取引規制が設けられるまでには平均して10年近い年月がかかると推測されています<sup>20</sup>。法規制が設けられるのを待っているだけでは、絶滅のおそれに直面している野生生物を種の存続の危機から救うことはできません。

このような状況下では、野生生物の取引の場を提供するオンラインプラットフォームが、法律の規制のみに頼らず、オンライン市場で起きている野生生物取引の課題に対して対策を講じ、持続可能な社会の実現に向けた一歩を踏み出すことが期待されます。

## ◆ 由来や捕獲地といった情報が不十分な取引

両生類のスナップショット分析の結果、個体の由来や捕獲地に関する情報が不十分なまま取引が行なわれている実態が明らかになりました。個体に関する情報は、野生生物の取引が生態系や地域個体群に及ぼす影響を判断する上で有用な情報です。しかし、現状のオンラインプラットフォーム上では、こうした情報を明らかにする仕組みが整っていないことが明らかとなりました。生態系や地域個体群への影響を把握し、かつ、合法性を確保するプラットフォーム運営がなされているとは言い難いものになっています。このような状況のまま、野生生物取引が継続・拡大していくことが、種や生態系に影響を及ぼさないか懸念されます。

## ◆ 両生類のスナップショット分析から 見えること

本スナップショット分析では、対象を両生類の生体に絞りました。そのため本分析結果を参照する際には、「こういった割合で絶滅危機種などが出品の対象となっていたのか」「出品内での情報提供の充実度」といった具体的な数値や、「取引が種や生態系に与える影響の程度」といった状況が、両生類以外では異なる可能性を考慮する必要があります。しかし、両生類以外の他の分類群の野生生物種においても、【課題1】取引の影響を受けやすい野生生物がオンライン取引の対象となっていたり、【課題2】由来・捕獲地の記載が不十分なまま取引されるケースが確認されていて<sup>21</sup>、こうした状況はペット利用される野生生物のオンライン取引に共通する課題であると考えられます。

こうした課題は両生類の取引だけに限定されるものではないため、分析対象ではない野生生物種に関しても、オンラインプラットフォーム上のペット利用される野生生物の取引が、種や生態系に影響を及ぼす懸念がないかなどの実態を把握し、オンラインプラットフォームのあるべき姿を再考することが求められています。



©naturepl / Edwin Giesbers / WWF

20. Eyal G. Frank, David S. Wilcove (2019). Long delays in banning trade in threatened species Science Vol 363, Issue 6428, 686-688. DOI:10.1126/science.aav4013.

21. 脚注6と同様

## オンラインプラットフォームの担う責任

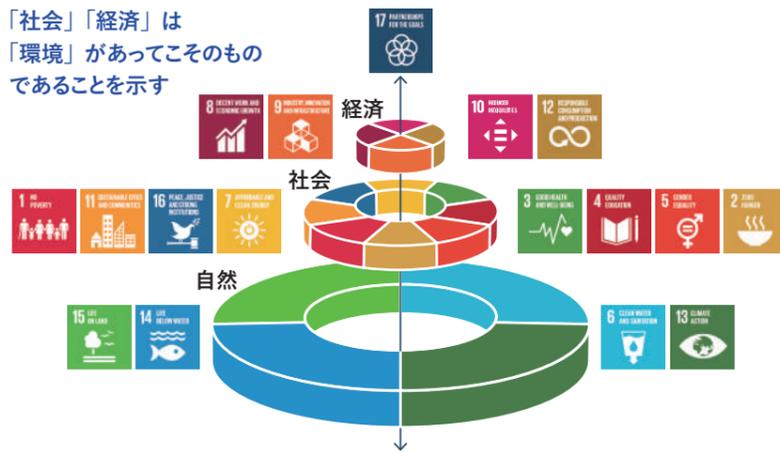
オンラインプラットフォームはこれまで、自由な取引の場を提供し、自由な競争の促進を通じて国民の生活を向上させ、健全な経済的発展に寄与する役割を担ってきました。そこで今、改めて見直す必要があるのは、その健全な経済的発展の前提には、豊かな自然・生態系という基盤があるということです。プラットフォームを含むサプライチェーン全体にとって持続可能性を担保することは、直接的または間接的に自然・生態系の恩恵を受けて事業を営む者としての当然の責任です。

また、万人が利用するオンラインプラットフォームには、社会インフラとしての役割が近年特に強く期待され、その際に生じる不正行為対策などへの責任が追求されるようになっていますが、生物多様性回復に向けた今後の社会では、プラットフォームの安心安全を担保するだけでなく、

種や生態系に影響を及ぼさない健全な取引の場を提供することも重要な責任の一つとなってきています。

そこで、オンラインプラットフォームを運営する企業は、自社ビジネスが種や生態系に与える影響やその影響を考慮した事業を展開する責任を認識し、健全な取引の場を提供するため、オンライン市場での野生生物取引のあり方を見直す必要があります。

「社会」「経済」は「環境」があってこそのものであることを示す



SDGs ウェディングケーキモデル  
出典：ストックホルム・レジリエンス・センター

## ◇ オンラインプラットフォームに期待されること

本スナップショット分析では、野生生物のオンライン取引の課題の一端を明らかにしました。しかし、浮き彫りになった課題は、あくまで一分類群に関する一時点での情報に過ぎません。今後もますます拡大・複雑化することが予測されるオンライン市場においては、野生生物の取引の実態を早急に把握し、自社ビジネス（運営するプラットフォーム）が生物多様性に及ぼす影響を認識する必要があります。

その上で、種や生態系に影響を及ぼさない健全なプラットフォームを作り上げ、具体的に施策を実行するにあたっては、企業の方針の中に野生生物取引に関する事項を組み込むなど、ビジネス上取り組むべき課題として位置づけることが重要です。

生物多様性の豊かさが1970年と比較して73%も劣化したと推定されるほど「待ったなし」の危機的な状況の下、オンラインプラットフォームの積極的な取り組みが求められています。

## 種や生態系に影響を及ぼさないプラットフォーム運営を目指すために取るべきプロセス

ペット利用される野生生物の取引の場を提供するオンラインプラットフォームは：

### Step 1 理解し、把握する

担当部署やその関連部署において、プラットフォーム上での制限のない野生生物の取引が種や生態系にとって脅威になりえることを理解する。その上で、種や生態系に影響を及ぼす懸念のある自社プラットフォーム上の野生生物取引を抽出し、課題を把握する。

### Step 2 対処すべきものとして位置付ける

各課題がプラットフォーム運営側／者の責任であることを認識し、自社が取り組むべき課題として位置づける。広く社内でも認知し、社内方針やポリシーを策定するなど対応に向けた体制を整備する。

### Step 3 適切に運営する・取引環境を整備する

実際のプラットフォーム運営にあたっては、種や生態系に影響を及ぼす懸念のある野生生物取引を削減するため、オンライン取引への課題について事業者や消費者への理解を促すとともに、プラットフォームの環境を整備する施策を積極的に行なう。

- プラットフォームを利用する事業者、消費者に対しても野生生物取引の課題が理解されるように積極的な情報提供・発信を行なう。
- 事業者に対し、取引対象となっている野生生物の情報（種名、由来や捕獲地を含め、個体に関する具体的な情報）を明確にするように求めるなど、自社のプラットフォーム上での野生生物取引の状況を把握する。
- 野生生物の生体取引について、自主的な取引ルール（取り扱い可能な野生生物の範囲の限定／野生生物の情報の明示）を策定する。

## 2021年のスナップショット 分析結果との比較

2021年にWWFジャパンの野生生物取引監視部門であるTRAFFICが両生類の取引について調査し、データを記録していることから、この記録のうち本分析と比較可能なデータを抽出し、そのデータとも比較しました(表2)<sup>22</sup>。

比較結果からは、2021年時点より、取扱種が**多様になり**、取引量が増加傾向にあることが見えてきました。

楽天市場については、3年間で**出品件数が3倍以上**、**取扱種数も3倍近く**になり、Yahoo!ショッピングにおいては、**出品件数・取扱種数ともに約7倍**にまで増加しました。

このことから、より多くの消費者にリーチできるオンラインプラットフォームにおいて、「より多く」の「より多様な」生きた野生生物が、取引されるようになったということが指摘できます。

図7は、2021年のスナップショット分析および、本スナップショット分析(2024年)にて、出品を確認した種について比較したものです。取扱種数は、2021年には楽天市場および、Yahoo!ショッピングを併せて24種でしたが、本スナップショット分析(2024年)は、**78種にまで増加したことがわかりました**。

表2 2021年と2024年のスナップショット分析結果の比較

		2021年	2024年
出品件数	楽天市場	95件	346件
	Yahoo!ショッピング	37件	249件
出店店舗数	楽天市場	11店舗	14店舗
	Yahoo!ショッピング	8店舗	15店舗
取扱種数	楽天市場	23種	61種
	Yahoo!ショッピング	11種	72種

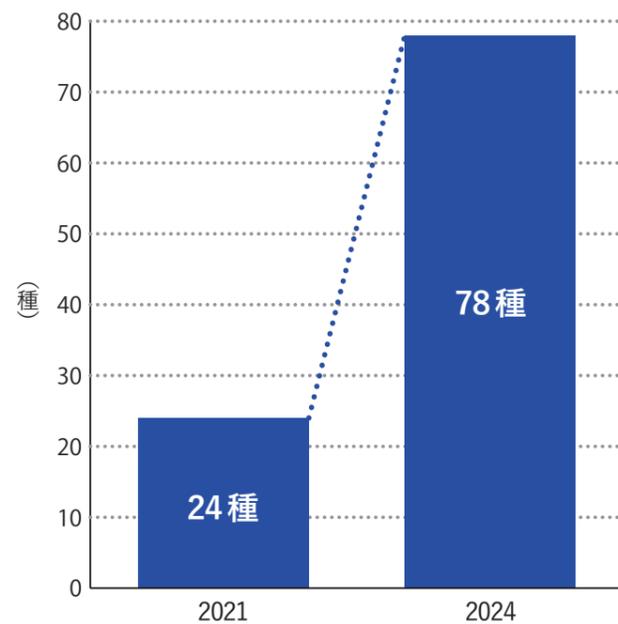


図7 取扱種数の比較

22. Illuminating amphibians: the amphibian trade in Japan(TRAFFIC, 2022) : ペット取引されている両生類の日本の市場調査報告書との比較: BtoC プラットフォームの他、専門店サイトやネットオークション、展示即売会も対象とした調査のうち、BtoC プラットフォームのスナップショット分析結果について比較している。本分析(2024年8月のある一時点)との比較においては、データ収集の時期が異なる(2021年1月~3月のある一時点)ことに留意が必要。ここでの比較に際して、2024年10月及び11月に取引規模に関しデータを取得した(楽天市場)ところ、いずれにおいても300件以上の出品を確認しており、取扱種数の推移は増加傾向であることを確認した。



キンイロアデガエル (*Mantella aurantiaca*)。IUCN レッドリストでは絶滅危惧種 (EN)。捕獲が種への脅威の一つとなっており、個体数も減少傾向にある。ワシントン条約附属書IIに掲載。

### 絶滅危機種の出品状況の比較

2021年と比較して、絶滅危機種の取扱種数が増加し、より多様な種がオンラインで販売される傾向にあることが明らかになりました。絶滅危機種(≡希少な種)が取引される傾向にあることがうかがえます。

表3 出品を確認した絶滅危機種の数

	2021年	2024年
楽天市場	6種	11種
Yahoo!ショッピング	3種	14種

### ワシントン条約掲載種の出品状況の比較

2021年と比較して、ワシントン条約<sup>23</sup>掲載種の取扱種数が大幅に増加しました。出品を確認した種はどれもワシントン条約附属書II掲載種でした。必ずしも絶滅のおそれのある種の取引ではありませんが、国際取引のモニタリングが必要とされている種であるため、国内取引についても取引動向を観察する必要があります。

表4 出品を確認したワシントン条約掲載種の数

	2021年	2024年
楽天市場	2種	25種
Yahoo!ショッピング	1種	29種

付記…ワシントン条約の取引モニタリングの中で、取引に対する懸念が指摘されていたり取引停止の勧告が出されている国・地域があります。また、国際取引(ワシントン条約)の規制対象となっていない場合でも、生息国・地域において保護の対象となっている種が、密輸出などの経緯を経て日本国内では合法取引として流通している可能性もあるため注意が必要です。

23. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(通称:ワシントン条約): 国際取引の規制・管理を通じて野生生物を絶滅のおそれから守ることを目的としている。アメリカのワシントンで1973年に採択、1975年に発効した条約。国際取引の規制対象となる動植物は「附属書(Appendix)」に掲載。附属書は、取引状況と生息状況によって、附属書I~IIIの3つのレベルが設定されており、それぞれ規制の内容が定められている。

## 地域のレッドリストによる 評価の事例

### 地方自治体の作成するレッドリストの役割

各地方自治体においても、それぞれの地域に生息する種について絶滅のおそれの度合いを評価し、レッドリストを作成していることがあります。このように地域ごとに細かくレッドリストが作成されるのは、たとえ「種」が同じであったとしても、絶滅のおそれの度合いが異なる場合があるからです。例えば、全国的にみるとまだ種の存続が危ぶまれるような状況ではないものの、特定の地域では絶滅のおそれが高まっている種もいるため、それぞれに評価し可視化することは、国レベルでは見えてこない地域ごとの野生生物の危機を明らかにし、地域ごとの遺伝的多様性の維持や種の存続を図る意味で重要な情報であり、地方自治体のレッドリストの意義のある役割といえます。



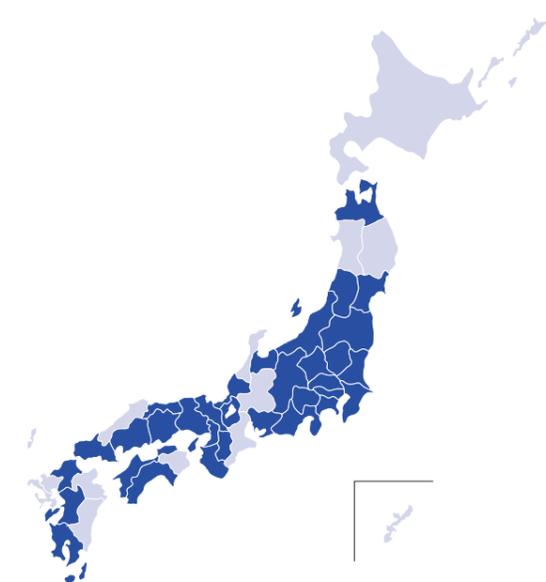
シリケンイモリ (*Cynops ensicauda*)。IUCN レッドリストでは危急種 (VU)。「捕獲」が種への脅威となっている種の一つ。環境省レッドリストでは「準絶滅危惧種 (NT)」(近危急種相当) に選定されていて、「成熟個体の乱獲」が種への脅威の一つとされている。

### 出品の多かった上位2種の在来種の地域ごとの 評価状況と販売状況

#### アカハライモリ (*Cynops pyrrhogaster*)

34の都道府県でレッドリストに掲載されていて、日本各地域で守るべき野生生物として選定されています。地域ごとにその絶滅のおそれの度合いが異なり、特に東京都・埼玉県では絶滅のおそれの高い「絶滅危惧 I A 類」として選定されるなど、地域によっては非常に捕獲圧に脆弱な種であるといえます。

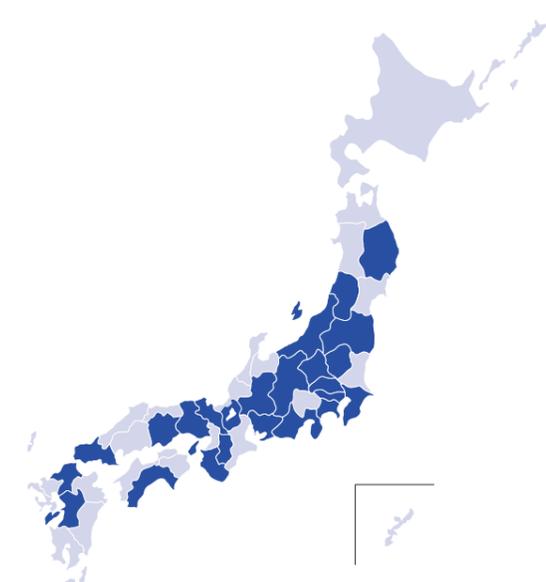
本スナップショット分析では、「準絶滅危惧」に選定されている岡山県から捕獲された個体や、「要注目種」として選定されている京都府から捕獲された個体の出品を確認しました。アカハライモリの出品のうち63% (55件) に野生捕獲の記載があり、残りの34% (32件) には個体の由来の記載がありませんでした。



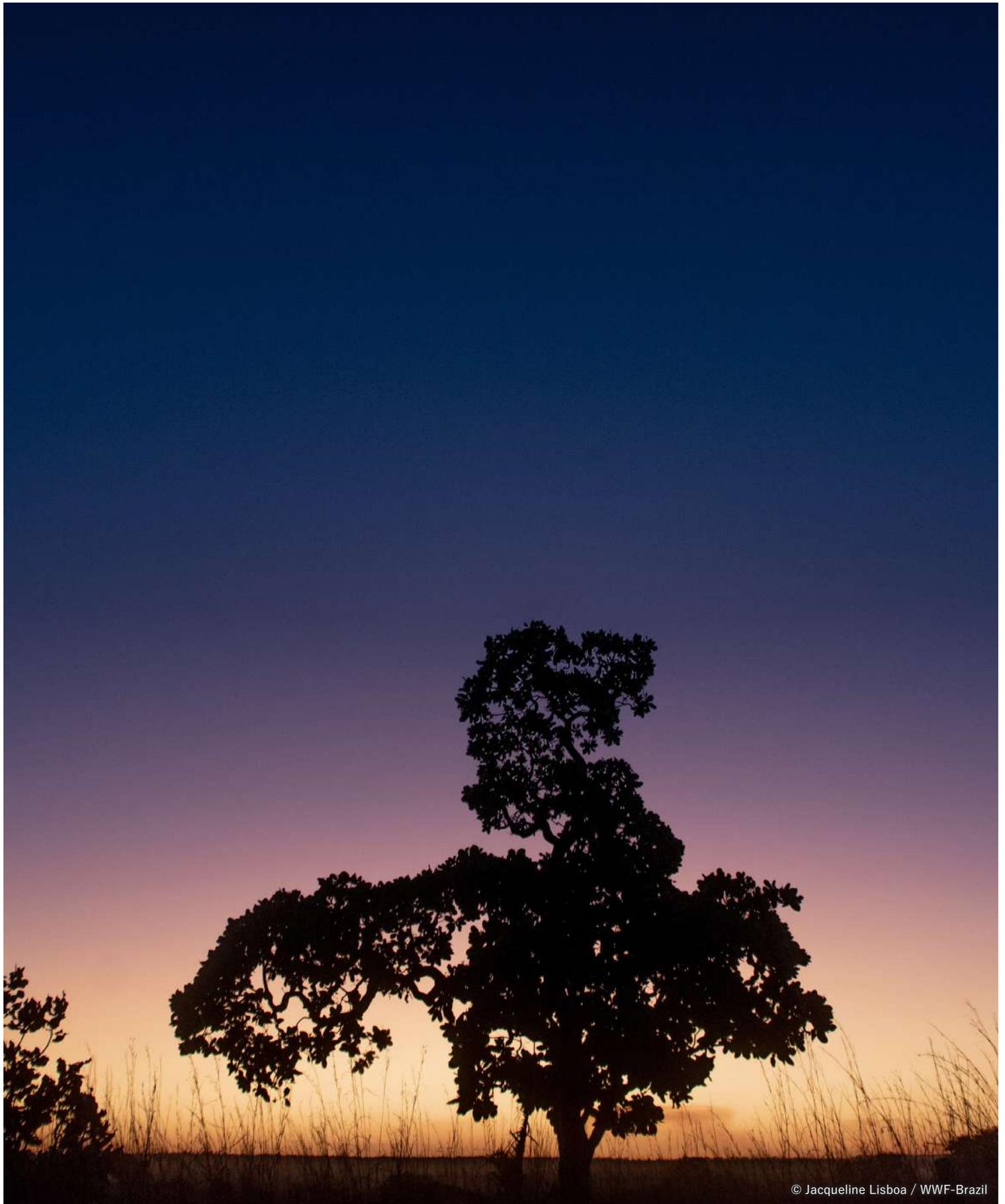
アカハライモリが絶滅危機種などとして選定されている地域 (地方自治体のレッドリスト参照)

#### モリアオガエル (*Zhangixalus arboreus*)

24の都道府県でレッドリストに掲載されています。奈良県で「希少種」として選定されていて、地域によっては絶滅のおそれの高い野生生物です。その他、福島県や岩手県をはじめ日本各地で、天然記念物にも指定され、「現状変更」(≒捕獲) が禁止されています。そのため、合法的に捕獲された個体であるかを判別するために、個体の由来や捕獲地といった情報の共有が特に求められますが、本スナップショット分析では、22件の出品のうち1件を除き、いずれも個体の由来の記載がありませんでした。



モリアオガエルが絶滅危機種などとして選定されている地域 (地方自治体のレッドリスト参照)



© Jacqueline Lisboa / WWF-Brazil



人と野生生物が共に自然の恵みを  
受け続けられる世界を目指して、  
活動しています。

together possible™ [wwf.or.jp](http://wwf.or.jp)

© 1986 Panda symbol WWF – World Wide Fund For Nature (Formerly World Wildlife Fund)  
® "WWF" is a WWF Registered Trademark. WWF, Rue Mauverney 28,  
1196 Gland, Switzerland – Tel. +41 22 364 9111; Fax. +41 22 364 0332.

詳細やお問い合わせについては、WWFジャパンのウェブサイト [www.wwf.or.jp](http://www.wwf.or.jp) をご覧ください